

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	高山美容専門学校
設置者名	学校法人高山学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	美容科	夜・通信	1,699	80時間×2 160時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.takayama.ac.jp/summary/image/kyouiku/kamoku_ichiran.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	高山美容専門学校
設置者名	高山美容専門学校

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて理事名簿を公開している。 掲載 https://www.takayama.ac.jp/summary/image/yakuin_ichiran.pdf
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容室 経営者	2023. 4. 1～ 2027. 3. 31	法人運営、決算等の 監督、助言
非常勤	美容室 経営者	2023. 4. 1～ 2027. 3. 31	業界、教育内容に関 する専門的知見
非常勤	美容室 役員	2023. 4. 1～ 2027. 3. 31	法人運営、決算等の 監督、助言
非常勤	化粧品メーカー 社長	2023. 4. 1～ 2027. 3. 31	組織運営体制のチ ェック機能等
非常勤	元美容専門学校副校長	2023. 4. 1～ 2027. 3. 31	教育内容、学科編成 に対する専門的な 知見
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	高山美容専門学校
設置者名	学校法人高山学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>美容専門課程 専門科 昼間部 2 年制</p> <p>【作成について】</p> <p>各授業科目については 12 月ごろから前年度のシラバスをもとに、授業科目の設定と確認、及び授業の見直しを考慮し原案を作成、2 月に学内の会議にて検討し決定する。</p> <p>上記をもとに授業科目、必要時間、担当教員、授業計画等の基準を記載したシラバスを 3 月下旬までに作成を行っている。</p> <p>【時期について】</p> <p>上記によって作成されたシラバスを最終確認、及び修正を加え入学式までにシラバスとして公開準備を行う。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/kyouiku/shirabasu.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則に従って、成績評価、進級、卒業の認定を規定している。 ・成績評価は各学期各教科により認定試験を行い評価している ・成績については、定期学科試験において 60 点以上を合格とし、定期実技試験においては 70 点以上を合格とし履修が認定される。合格点以下の学生には補講を行う。 ・平素の成績を評価し、かつ試験の成績及び校内大会の成績など、卒業認定に関わる評価を基に認定する。 <p>・各学期ごとに成績及び出席状況を保護者に郵送通知する。</p> <p>(参考) 以下学則の一部</p> <p>第 18 条 本校所定の全課程を終了したと認定された者には、卒業証書を授与する。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>・学業成績 学科試験は年4回定期試験を実施 各教科ごと100点を満点とする試験であり、60点を合格とする。</p> <p>・実技成績 実技試験は年4回定期試験を実施 100点を満点とする試験であり、70点を合格とする。 その他随時適切な時点で達成度を確認するための試験を実施。試験内容や方法は科目で内容が異なるが、いずれも達成度は数値で表現される。</p> <p>・実技評価 100点法とA(優)、B(良)、C(可)、D(不可)ランクにより、その素点を評価点とする A(優)－80点以上、B(良)－75点以上、C(可)－70点以上、D(不可)－59点以下</p> <p>・出席状況は所定授業出席時間を満たしていない場合は補講にて補う。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/kyouiku/seiseki_hyouka.pdf
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>・各年次に修得すべき科目を履修し、単位を修得したものは進級とする。ただし単位未認定科目がある場合は、所定の条件を満たしたものに限り年度内に補講及び進級認定の再試験を受け、単位を修得したものは進級とする。</p> <p>・単位が不足している者に対しては、やむおえない事情と判断した場合は進級及び卒業延期、または補講処置を決定する。</p> <p>・本校で定めるところの卒業に必要な科目を全て履修し、かつその単位の履修した者は卒業とする。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/kyouiku/sotsugyou_nintei.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	高山美容専門学校
設置者名	学校法人高山学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/zaimu/jigyous_katsudou.pdf
収支計算書	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/zaimu/jigyous_katsudou.pdf
財産目録	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/zaimu/zaisan_mokuroku.pdf
事業報告書	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/zaimu/jigyous_houkoku.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.takayama.ac.jp/summary/image/zaimu/kansa_houkoku.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		美容 専門課程	美容科 (2年制)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,010 単位時間/単位	775 時間	単位時間 /単位	1,529 時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員 数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
240人	200人	0人	14人	11人	25人		

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 様式第2号の3【(3)厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表】 の1.を参照
成績評価の基準・方法
(概要) 様式第2号の3【(3)厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表】 の3.を参照
卒業・進級の認定基準
(概要) 様式第2号の3【(3)厳正かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参 照
学修支援等
(概要) 各教科とも授業の進度に応じ適宜授業中に小テストを実施している。 選択制の学科授業を行い、不得意科目の学 習支援を行っている。 国家試験前には全ての教科をまとめた小テストを実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
91人 (100%)	1人 (1%)	87人 (95.6%)	3人 (3.4%)
(主な就職、業界等) 美容室(主に一都三県)アーティストサロン、ネイルサロン、ブライダルサロン、美容部員等(化粧品販 売等)の美容業界へ			

<p>(就職指導内容)</p> <p>外部就職セミナー、校外就職フェア参加、校内企業がイブンス、企業セミナー、サロン実習、個人カウンセリング等</p>
<p>(主な学修成果(資格・検定等))</p> <p>美容師国家資格、ネイル技能検定、ジェルネイル技能検定、まつ毛エクステンション認定試験、ヘアケアマイスタープライマーコース、色彩技能パーソナルカラー検定、日本化粧品検定</p>
<p>(備考) (任意記載事項)</p>

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
199人	17人	8.5%
<p>(中途退学の主な理由)</p> <p>経済的(奨学金貸与者等)理由による就学継続困難、進路変更、体調等で就学継続困難</p>		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <p>担任、副担任による個人カウンセリング、学業成績を常に把握し就学継続の不安を取り除いている。進路変更希望者は保護者も含め三者面談を実施。経済的理由者は保護者へのサポート案内等</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
昼間部 美容科 (2年生)	120,000 円	528,000 円	835,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校 HP に公開している https://www.takayama.ac.jp/summary/image/hyouka/self.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者として、関連する企業また卒業などを含む学校関係者評価委員会を組織し、それぞれの立場より知見を活かした教育内容、学校運営等に伴う評価を実施。 評価内容に関しては理事会、評議委員会、学校評価委員会等で報告し、出た課題について次年度以降の修正や改善に取り組んでいきます。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
IT 会社 社員	2023.4.1～ 2027.3.31	企業
美容業 副社長	2023.4.1～ 2027.3.31	企業
美容材料ディーラー マネージャー	2023.4.1～ 2027.3.31	企業
フリーカメラマン	2023.4.1～ 2027.3.31	個人
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 前年度評価について、学校 HP に公開している		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.takayama.ac.jp/summary/image/kyouiku/kyouiku_katsudou.pdf
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113310400051
学校名 (〇〇大学 等)	高山美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人高山学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	-
	第Ⅱ区分	-	-	-
	第Ⅲ区分	-	-	-
	第Ⅳ区分	0人	0人	-
家計急変による支援対象者 (年間)		-	-	0人
合計 (年間)		-	-	-
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	-
計			
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

年間	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
		0人	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。） 及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	0人
GPA等が下位4分の1		-	-
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		-	-
計		-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。